（自己保有普通出資等に係る経過措置）

第七条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第一項及び第十三条第二項の規定の適用については、新農協告示第五条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁農林水産省告示第一号）附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第三項並びに第十三条第二項及び第四項において同じ。）」と、新農協告示第十三条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とする。

2　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第一項及び第十三条第二項の規定の適用については、新漁協告示第五条第一項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成二十五年金融庁農林水産省告示第一号）附則第二条第三項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第三項並びに第十三条第二項及び第四項において同じ。）」と、新漁協告示第十三条第二項中「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とする。

第八条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新農協告示第五条第三項及び第十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

2　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第三項及び第十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第九条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第五条第六項第一号及び第十三条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

2　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新漁協告示第五条第六項第一号及び第十三条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置）

第十条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新農協告示第四十七条の三又は第百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち組合が適用日において保有するものについての新農協告示第四十七条の三又は第百五十四条の三の規定の適用については、組合がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百
平成二十七年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	百五十
平成二十九年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	二百

2　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新農協告示第一条第七号に規定する金融機関、新農協告示第一条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社（次項において「最終指定親会社」という。）が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新農協告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

3　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新漁協告示第四十七条の三又は第百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち組合が適用日において保有するものについての新漁協告示第四十七条の三又は第百五十四条の三の規定の適用については、組合がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「二百」とする。

4　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新漁協告示第一条第七号に規定する金融機関、新漁協告示第一条第三十七号ホに規定する銀行持株会社又は最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新漁協告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

（適用日前における行政庁の承認に係る経過措置）

第十一条　新農協告示第五条第八項又は第十三条第九項に規定する行政庁の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

2　新漁協告示第五条第八項又は第十三条第九項に規定する行政庁の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

○金融庁・農林水産省告示第二号

東日本大震災に対処するための漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例（平成二十三年五月三十一日金融庁・農林水産省告示第四号）は、廃止する。

平成二十五年三月八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三一〇円）　本号一部　五四四円（本体　五二〇円）　（配送料別）